

11 農業者年金

(1) 農業者年金の受託業務状況

農業者年金基金法第 11 条に基づく委託業務処理件数 (R7. 4. 1～R8. 3. 31 受付分)

ア 被保険者資格関係書類の審査確認

・通常加入申込書兼通常加入への変更申出書 (様式第 1 号)	14 件
・政策支援加入申込兼政策支援加入への変更等申出書 (様式第 2 号)	2 件
・被保険者資格喪失届出書・任意脱退申出書 (様式第 3 号)	9 件
・政策支援加入要件不該当届出書 (様式第 5 号)	8 件
・経営管理の合理化を図る認定農業者となることを約した結果届出書 (様式第 6 号)	1 件
計	34 件

イ 経営移譲年金給付関係書類の審査確認

・経営移譲年金支給停止事由該当届 (様式第 57 号)	1 件
計	1 件

ウ 農業者老齢年金給付関係書類の審査確認

・農業者老齢年金裁定請求書 (様式第 53 号の 2)	8 件
・新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書 (繰上請求可) (様式第 K2 号)	9 件
計	17 件

エ 特例付加年金給付関係書類の審査確認

計 0 件

オ その他の審査確認

・農業者年金死亡関係届出書 (様式第 K31 号)	97 件
・農業者年金住所・氏名・性別・整理番号変更・訂正届出書 (様式第 20 号)	9 件
・保険料還付金振込先申出書 (様式第 120 号)	2 件
・農業者年金受給権者現況届	766 件
計	874 件

合計 926 件

(2) 農業者年金受給者及び加入者の状況

(R8.3月末時点)

区分	旧制度〔～平成13年度〕				新制度〔平成14年度～〕			新制度加入者			
	経営移譲年金 (老齢年金併給含む)	特例老齢年金	老齢年金	受給者合計	特例付加年金 (老齢年金併給含む)	老齢年金	受給者合計	政策支援加入	通常加入	受給待機者 (資格喪失者等)	加入者合計
計	366	36	(8) 241	(8) 643	13	(9) 209	(9) 222	(2) 63	(9) 155	97	(11) 315

※ ()は、新規受給者・新規加入者

※ 旧制度加入者は、受給年齢到達により受給者となっているため存在しない。

(3) 農業者年金加入推進班(地区)別の新規加入者の状況

(R8.3月末時点)

1班			2班			3班		4班			
西与賀	本庄	嘉瀬	中央	鍋島	高木瀬	久保泉	金立	北川副	兵庫	巨勢	蓮池
	1	3							1		

5班	6班	7班		8班	9班	10班	合計
諸富	大和	富士	三瀬	川副	東与賀	久保田	
	1	1		2	1	1	11

12 農地の賃借料情報

農業委員会では農地の賃借料情報の提供を行っています。
契約の際は、**双方協議の参考**としてご利用ください。

○地区別**現金賃借料**設定状況（令和7年1月～12月設定分）

（単位：円／10 a）

地 区	データ数 (筆数)	賃 借 料			【参考】 令和6年1月～ 12月設定分 平 均 額
		最 高 額	最 低 額	平 均 額	
兵 庫 町	154	21,000	7,600	16,300	16,800
巨 勢 町	48	20,000	15,000	17,400	16,200
西 与 賀 町	72	20,000	7,000	15,900	16,200
嘉 瀬 町	131	26,000	10,000	18,900	18,600
高 木 瀬 町	6	13,000	12,000	12,200	12,400
北 川 副 町	85	23,000	10,000	16,400	16,100
本 庄 町	105	23,000	10,000	18,000	19,000
鍋 島 町	91	20,000	9,225	15,100	17,200
金 立 町	48	21,412	7,000	15,200	13,700
久 保 泉 町	28	21,412	12,729	15,400	13,400
蓮 池 町	45	27,000	7,900	19,500	20,300
諸 富 町	963	16,000	7,000	15,200	15,800
大 和 町	93	21,000	10,000	15,700	17,700
富 士 町	0	—	—	—	—
三 瀬 村	1	10,000	10,000	10,000	10,000
川 副 町	767	26,000	9,546	20,400	20,600
東 与 賀 町	316	25,500	10,000	20,400	20,600
久 保 田 町	328	25,200	8,400	16,800	16,600

※1 同一地域であっても圃場整備実施の有無や農地の形状等によって、賃借料が異なります。

2 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件、物納及び田以外の農地（畑等）は、参考データから除外しています。

3 平均額の端数については四捨五入し、100円単位で表示しています。

13 農業経営基盤強化促進事業

(4月～3月審議分)

地区名	区分	利用権設定		所有権移転	
	年度	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
北川副	R5	41	275,721.15	0	0.00
	R6	48	370,345.00	0	0.00
	R7	-	-	2	5,544.00
本庄	R5	45	234,173.00	7	51,977.00
	R6	26	167,907.00	7	21,948.00
	R7	-	-	8	46,694.00
西与賀	R5	54	380,230.00	4	33,938.00
	R6	59	339,402.18	5	24,296.00
	R7	-	-	12	80,362.18
嘉瀬	R5	54	414,227.58	2	11,928.00
	R6	60	501,126.33	0	0.00
	R7	-	-	6	30,478.00
鍋島	R5	56	288,866.48	0	0.00
	R6	64	323,562.14	2	4,094.00
	R7	-	-	6	21,738.00
高木瀬	R5	18	137,528.66	0	0.00
	R6	16	85,968.34	0	0.00
	R7	-	-	2	2,596.00
金立	R5	41	215,298.00	4	24,660.00
	R6	45	290,153.05	0	0.00
	R7	-	-	6	23,682.00
久保泉	R5	42	252,132.00	4	15,270.00
	R6	41	180,632.00	0	0.00
	R7	-	-	6	39,190.00
巨勢	R5	23	179,711.00	0	0.00
	R6	21	135,899.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
蓮池	R5	22	131,599.00	0	0.00
	R6	16	95,915.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
兵庫	R5	58	451,824.65	8	41,893.02
	R6	86	793,714.42	7	57,024.00
	R7	-	-	4	10,326.00
中央	R5	0	0.00	0	0.00
	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
諸富町	R5	20	125,169.00	2	8,052.00
	R6	64	433,430.69	2	13,968.00
	R7	-	-	7	40,402.00
大和町	R5	55	328,377.75	9	24,773.00
	R6	86	362,373.41	11	15,616.00
	R7	-	-	15	65,116.00
富士町	R5	17	101,936.00	0	0.00
	R6	21	124,377.23	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
三瀬村	R5	11	82,507.00	0	0.00
	R6	6	44,002.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
川副町	R5	528	4,342,826.13	35	133,034.00
	R6	382	2,382,270.89	74	448,100.00
	R7	-	-	67	388,176.00
東与賀町	R5	156	1,196,290.36	14	44,886.00
	R6	199	1,432,661.66	6	35,190.00
	R7	-	-	27	108,924.00
久保田町	R5	143	920,716.00	0	0.00
	R6	117	849,942.00	7	78,918.00
	R7	-	-	4	11,766.00
令和5年度合計		1,384	10,059,133.76	89	390,411.02
令和6年度合計		1,357	8,913,682.34	121	699,154.00
令和7年度合計		-	-	172	874,994.18

※「件数」と「面積」は、佐賀県農業公社の重複分含む。

※利用権設定については、R7.4月から農地中間管理事業に一本化された。

R7.3月審議(R7.3月認可)から中間管理事業の対象となったため、R6年度はR7.2月審議までの件数・面積となっている。

14 農地中間管理事業

(4月～3月審議分)

地区名	区分 年度	利用権設定		所有権移転	
		件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
北川副	R6	3	11,171.00	0	0.00
	R7	42	281,809.18		
本庄	R6	1	2,587.00	0	0.00
	R7	57	370,453.00		
西与賀	R6	3	10,700.00	0	0.00
	R7	33	249,926.46		
嘉瀬	R6	2	17,285.00	0	0.00
	R7	45	326,235.50		
鍋島	R6	1	8,110.00	0	0.00
	R7	50	299,614.00		
高木瀬	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	12	49,903.00		
金立	R6	4	30,822.00	0	0.00
	R7	40	271,557.00		
久保泉	R6	2	10,384.00	0	0.00
	R7	21	121,696.17		
巨勢	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	26	191,282.02		
蓮池	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	34	153,580.12		
兵庫	R6	4	20,134.00	0	0.00
	R7	52	326,519.00		
中央	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	0	0.00	0	0.00
諸富町	R6	4	22,756.00	0	0.00
	R7	416	3,047,357.89		
大和町	R6	2	3,584.00	0	0.00
	R7	59	275,459.00		
富士町	R6	1	5,875.00	0	0.00
	R7	20	152,545.00		
三瀬村	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	3	10,269.00		
川副町	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	432	2,679,307.13		
東与賀町	R6	1	10,317.00	0	0.00
	R7	107	633,051.40		
久保田町	R6	1	5,178.00	0	0.00
	R7	152	1,111,941.00		
令和6年度合計		29	158,903.00	0	0.00
令和7年度合計		1,601	10,552,505.87		

※R7.4月から利用権設定については、農地中間管理事業に一本化された。

R7.3月審議(R7.3月認可)から中間管理事業の対象となったため、R6年度はR7.3月審議のみの件数・面積となっている。

15 農地移動状況

(1) 農地法第3条

地区名			年度	所 有 権 移 転						貸借権の設定	
				自 作 地				小 作 地			
				有 償		無 償					
				件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
旧 佐 賀 市	北 川 副	R5	2	1,323.00	1	6,381.00					
		R6	1	4,521.47	1	205.00					
		R7	3	11,209.00							
	本 庄	R5			1	24,399.00					
		R6									
		R7	1	4,911.00							
	西 与 賀	R5	3	2,642.00							
		R6	1	3,566.00	1	12,849.00					
		R7	1	99.00							
	嘉 瀬	R5	1	6,729.00							
		R6	3	7,464.00							
		R7	4	7,317.00	2	5,620.58					
	鍋 島	R5	3	4,055.00	1	173.00					
		R6	4	7,887.00	2	192.01					
		R7	7	11,183.00	2	2,866.00					
	高 木 瀬	R5	1	1,958.00							
		R6	1	500.00	4	21,166.00					
		R7	1	3,985.00							
	金 立	R5	8	16,770.00	1	1,851.00					
		R6	5	11,360.00	4	9,151.00					
		R7	8	41,047.00	1	1,935.00					
	久 保 泉	R5	9	37,838.00	3	14,224.25					
		R6	6	3,585.00	3	4,328.00					
		R7	7	7,324.00	2	563.00					
	巨 勢	R5									
		R6	1	654.00							
		R7	3	10,683.00							
	蓮 池	R5			1	548.00					
		R6									
		R7	3	17,383.00							
	兵 庫	R5	3	5,239.12	2	13,992.00					
		R6	3	5,378.00	1	1,044.00					
		R7	2	7,353.00	1	32.86					
	中 央	R5									
		R6									
		R7									
	旧佐賀市計	R5	30	76,554.12	10	61,568.25					
		R6	25	44,915.47	16	48,935.01					
		R7	40	122,494.00	8	11,017.44					
	諸 富 町	R5	1	3,563.00	1	2,011.00					
		R6	3	11,528.00	3	1,591.00					
		R7	1	314.00	1	920.00					
大 和 町	R5	18	31,316.00	9	14,445.00						
	R6	29	42,859.67	8	4,545.00						
	R7	53	98,332.94	9	5,972.00						
富 士 町	R5	5	3,738.00	4	11,678.00						
	R6	7	10,980.00	14	29,536.01						
	R7	15	36,633.00	7	25,018.00						
三 瀬 村	R5	7	8,453.00	2	8,197.00						
	R6			1	1,370.00						
	R7	1	10,154.00	1	2,912.00						
川 副 町	R5	3	622.00	6	23,057.00						
	R6	7	6,305.80	3	5,860.00						
	R7	15	21,997.00	11	10,187.21						
東 与 賀 町	R5	1	63.00	1	5,168.00						
	R6	4	3,108.00	2	19,201.00						
	R7	1	1,346.00	1	5,168.00						
久 保 田 町	R5	3	5,326.00								
	R6	4	7,387.00	2	21,278.00						
	R7	8	29,199.53	2	522.00						
令和5年度合計			68	129,635.12	33	126,124.25					
令和6年度合計			79	127,083.94	49	132,316.02					
令和7年度合計			134	320,470.47	40	61,716.65					

(4月～3月審議分)

(単位：㎡)

貸借権の移転		使用貸借による権利の設定				使用貸借権 の 移 転		地 役 権 (区分地上権)		合 計	
		通 年		期 間 借 地							
件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
										3	7,704.00
										2	4,726.47
										3	11,209.00
										1	24,399.00
										1	4,911.00
										3	2,642.00
										2	16,415.00
										1	99.00
										1	6,729.00
										3	7,464.00
										6	12,937.58
		1	1,610.00							5	5,838.00
										6	8,079.01
										9	14,049.00
										1	1,958.00
										5	21,666.00
										1	3,985.00
										9	18,621.00
										9	20,511.00
										9	42,982.00
										12	52,062.25
										9	7,913.00
										9	7,887.00
								1	620.00	2	1,274.00
										3	10,683.00
										1	548.00
										3	17,383.00
										5	19,231.12
										4	6,422.00
										3	7,385.86
		1	1,610.00							41	139,732.37
								1	620.00	42	94,470.48
										48	133,511.44
										2	5,574.00
										6	13,119.00
										2	1,234.00
										27	45,761.00
										37	47,404.67
										62	104,304.94
										9	15,416.00
										21	40,516.01
										22	61,651.00
								1	461.58	10	17,111.58
										1	1,370.00
										2	13,066.00
										9	23,679.00
										10	12,165.80
										26	32,184.21
										2	5,231.00
										6	22,309.00
										2	6,514.00
										3	5,326.00
										6	28,665.00
										10	29,721.53
		1	1,610.00					1	461.58	103	257,830.95
								1	620.00	129	260,019.96
										174	382,187.12

(2) 農地法第4・5条

(4月～3月審議分)
(単位: m²)

区分			届出				許可				合 計	
			4 条		5 条		4 条		5 条			
地区名	年度		件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
旧 佐 賀 市	北 川 副	R5	3	542.33	2	197.00	1	502.00	2	2,308.00	8	3,549.33
		R6	3	1,105.69					3	2,905.00	6	4,010.69
		R7	1	356.00					3	4,737.00	4	5,093.00
	本 庄	R5	1	62.00					4	2,697.00	5	2,759.00
		R6	4	380.00			1	126.00	2	2,905.00	7	3,411.00
		R7			2	146.66			7	1,822.63	9	1,969.29
	西 与 賀	R5							7	8,121.00	7	8,121.00
		R6			1	290.00			6	6,871.06	7	7,161.06
		R7							5	6,818.00	5	6,818.00
	嘉 瀬	R5					1	845.00	3	4,644.24	4	5,489.24
		R6					1	467.00	6	7,287.10	7	7,754.10
		R7							3	3,240.00	3	3,240.00
	鍋 島	R5			3	3,224.48	1	804.00	7	6,084.49	11	10,112.97
		R6	1	112.00	2	1,326.00			12	12,364.01	15	13,802.01
		R7			6	1,458.00	9	1,872.37	14	22,191.00	29	25,521.37
	高 木 瀬	R5	1	13.00			2	1,422.00	21	13,635.47	24	15,070.47
		R6	1	199.00					12	10,069.21	13	10,268.21
		R7	1	221.00	2	862.00			18	9,507.00	21	10,590.00
	金 立	R5					2	1,526.00	10	6,887.00	12	8,413.00
		R6							8	8,537.00	8	8,537.00
		R7					1	59.00	15	12,376.68	16	12,435.68
	久 保 泉	R5					4	1,380.00	13	7,649.00	17	9,029.00
		R6					4	3,660.16	6	10,186.00	10	13,846.16
		R7							2	563.00	2	563.00
	巨 勢	R5	1	391.00	6	13,634.49					7	14,025.49
		R6	3	319.00	2	2,098.00			6	5,739.44	11	8,156.44
		R7	1	2,241.00					1	487.00	2	2,728.00
	蓮 池	R5					1	4,516.00	1	1,420.00	2	5,936.00
		R6							2	5,376.27	2	5,376.27
		R7							2	2,554.00	2	2,554.00
	兵 庫	R5					1	150.00	3	1,095.00	4	1,245.00
		R6							6	6,394.50	6	6,394.50
		R7	2	1,709.61			1	53.00	4	4,053.00	7	5,815.61
	中 央	R5	6	2,088.00	7	3,050.00					13	5,138.00
		R6	7	1,795.00	4	2,113.00					11	3,908.00
		R7	10	4,776.00	8	1,890.00			1	309.00	19	6,975.00
	旧佐賀市計	R5	12	3,096.33	18	20,105.97	13	11,145.00	71	54,541.20	114	88,888.50
		R6	19	3,910.69	9	5,827.00	6	4,253.16	69	78,634.59	103	92,625.44
		R7	15	9,303.61	18	4,356.66	11	1,984.37	75	68,658.31	119	84,302.95
	諸 富 町	R5	1	92.00	7	11,412.00			1	519.00	9	12,023.00
		R6	1	62.00	2	136.00	2	107.00	5	1,877.00	10	2,182.00
		R7	1	266.00	2	1,028.00	2	427.00	2	347.00	7	2,068.00
大 和 町	R5	3	504.00	8	5,279.00	7	5,445.00	48	32,130.10	66	43,358.10	
	R6	2	46.00	12	6,780.00	4	1,370.00	34	24,649.34	52	32,845.34	
	R7	1	339.00	8	3,810.00	1	308.00	17	11,290.19	27	15,747.19	
富 士 町	R5					2	525.00	4	4,984.00	6	5,509.00	
	R6					1	468.00	1	480.00	2	948.00	
	R7							3	1,077.00	3	1,077.00	
三 瀬 村	R5							3	583.46	3	583.46	
	R6											
	R7							1	2,547.00	1	2,547.00	
川 副 町	R5					5	2,103.96	15	14,683.00	20	16,786.96	
	R6					8	3,316.85	6	3,478.02	14	6,794.87	
	R7					2	632.00	11	10,293.00	13	10,925.00	
東 与 賀 町	R5					1	427.00	2	4,598.00	3	5,025.00	
	R6					4	1,007.00			4	1,007.00	
	R7					2	553.50	6	5,118.00	8	5,671.50	
久 保 田 町	R5					1	250.00	1	499.00	2	749.00	
	R6					4	1,117.90	1	865.00	5	1,982.90	
	R7					1	435.00	2	432.00	3	867.00	
令和5年度合計			16	3,692.33	33	36,796.97	29	19,895.96	145	112,537.76	223	172,923.02
令和6年度合計			22	4,018.69	23	12,743.00	29	11,639.91	116	109,983.95	190	138,385.55
令和7年度合計			17	9,908.61	28	9,194.66	19	4,339.87	117	99,762.50	181	123,205.64

(3) 農地法第18条

(4月～3月審議分)

(単位：㎡)

地区名		年度	許 可		通 知				届 出	
			耕作目的・転用目的		耕 作 目 的		転 用 目 的		耕作目的・転用目的	
			件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
旧 佐 賀 市	北 川 副	R5			4	24,962.00				
		R6			5	23,257.47				
		R7			5	25,889.00				
	本 庄	R5			10	39,656.00				
		R6			7	29,922.00				
		R7			18	80,938.00	1	388.00		
	西 与 賀	R5			17	89,099.00	3	2,693.00		
		R6			12	56,413.00	1	700.06		
		R7			6	32,479.18				
	嘉 瀬	R5			11	59,585.00				
		R6			14	71,926.00	4	5,802.00		
		R7			12	50,673.58				
	鍋 島	R5								
		R6			1	3,386.00	1	1,270.00		
		R7			8	34,808.00	2	2,447.00		
	高 木 瀬	R5			5	41,044.00	2	2,182.00	2	8,483.00
		R6			3	15,150.00				
		R7			1	1,000.00				
	金 立	R5			3	13,295.00				
		R6			5	18,835.00				
		R7			12	60,900.00				
	久 保 泉	R5			2	15,298.00				
		R6			3	4,372.00				
		R7			2	5,011.00				
	巨 勢	R5			2	11,007.00				
		R6			6	32,960.00	3	1,745.00		
		R7			2	4,156.00				
	蓮 池	R5			4	21,289.00	1	3,388.00		
		R6			2	23,116.00				
		R7			3	11,608.00				
	兵 庫	R5			16	128,602.00				
		R6			11	123,851.00	1	2,845.00		
		R7			11	79,035.00				
	中 央	R5								
		R6								
		R7								
	旧佐賀市計	R5			74	443,837.00	6	8,263.00	2	8,483.00
		R6			69	403,188.47	10	12,362.06		
		R7			80	386,497.76	3	2,835.00		
諸 富 町	R5			6	43,684.00					
	R6			44	265,893.69	2	1,457.00			
	R7			8	31,146.00	1	87.00			
大 和 町	R5			3	5,351.00	2	1,360.00			
	R6			8	50,638.00	1	262.00			
	R7			11	55,679.00	1	295.00			
富 士 町	R5									
	R6			3	2,487.00					
	R7			1	1,067.00					
三 瀬 村	R5					1	358.00			
	R6									
	R7			1	6,479.00					
川 副 町	R5			63	483,822.04	2	2,186.00			
	R6			73	397,306.00	4	20,806.00			
	R7			95	403,768.20	2	3,491.00			
東 与 賀 町	R5			26	130,743.00					
	R6			30	158,570.00					
	R7			40	163,138.00	2	1,350.00			
久 保 田 町	R5			18	108,183.00					
	R6			27	125,636.00					
	R7			12	52,599.00					
令和5年度合計				190	1,215,620.04	11	12,167.00	2	8,483.00	
令和6年度合計				254	1,403,719.16	17	34,887.06			
令和7年度合計				248	1,100,373.96	9	8,058.00			

(4) その他

地区名		区分	3・4・5条 許可取消		4・5条 受理取消		事業計画 変更申請		非農地通知		農振法第13条 による変更 (除外)		農振法第13条 による変更 (用途区分変更)		
		年度	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	
旧佐賀市	北川副	R5													
		R6									1	1,694.00			
		R7													
	本庄	R5													
		R6													
		R7													
	西与賀	R5													
		R6									2	1,662.00			
		R7													
	嘉瀬	R5									1	467.00			
		R6	1	743.00											
		R7									1	309.00			
	鍋島	R5													
		R6									10	7,461.00			
		R7			2	310.00	1	2,104.00							
	高木瀬	R5									2	1,906.00			
		R6									3	723.00			
		R7													
	金立	R5	2	2,419.00						6	8,963.00				
		R6										1	288.00		
		R7	1	1,846.00								1	59.00		
	久保泉	R5								15	39,377.72				
		R6										2	407.00		
		R7										1	499.00		
	巨勢	R5			2	2,919.00						2	3,903.00		
		R6													
		R7													
	蓮池	R5													
		R6										2	2,554.00		
		R7					1	1,977.00							
	兵庫	R5										1	2,845.00		
		R6	1	3,347.00											
		R7										1	229.00		
	中央	R5			2	423.00									
		R6													
		R7													
	旧佐賀市計	R5	2	2,419.00	4	3,342.00				21	48,340.72	6	9,121.00		
		R6	2	4,090.00								21	14,789.00		
		R7	1	1,846.00	2	310.00	2	4,081.00				4	1,096.00		
諸富町	R5										1	19.00			
	R6														
	R7														
大和町	R5								14	23,977.58	1	1,942.28			
	R6	1	578.00						3	3,022.00	5	4,799.00			
	R7	4	2,559.00			3	3,895.70		3	3,102.00	3	1,069.00			
富士町	R5								12	12,468.00	1	500.00			
	R6	2	2,469.00						6	12,622.00	3	3,812.00			
	R7	1	1,067.00						6	15,240.00	6	10,398.00			
三瀬村	R5								5	6,792.00	1	358.00			
	R6														
	R7								3	6,536.00	1	1,285.00			
川副町	R5										2	952.00			
	R6	1	55.00								6	2,412.00			
	R7										2	2,455.26			
東与賀町	R5										3	4,446.71			
	R6										3	837.50			
	R7										1	191.71			
久保田町	R5														
	R6	1	1,994.00												
	R7	1	3,895.00								1	428.00			
令和5年度合計			2	2,419.00	4	3,342.00			52	91,578.30	15	17,338.99			
令和6年度合計			7	9,186.00					9	15,644.00	38	26,649.50			
令和7年度合計			7	9,367.00	2	310.00	5	7,976.70	12	24,878.00	18	16,922.97			

(4月～3月審議分)
(単位: m²)

農振法第13条 による変更 (編入)		農振法第10条 による変更		農地買受 適格証明願 (耕作・転用)		法定協議 (事前調整・協議)		形状変更		農地法第3条の3 届出		使用貸借 約通告知	
件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
		1	210.00							7	65,374.01	3	11,206.00
		1	1,694.00							1	29,113.00	3	10,842.69
										6	32,091.50		
										5	32,411.50		
										5	36,565.00	1	10,126.00
		2	2,719.00							2	11,741.53	2	16,923.00
		2	1,662.00							2	4,994.00	2	758.00
										8	89,061.22	1	544.00
		1	467.00							5	75,850.00	1	29,946.00
										5	77,527.00	2	2,535.00
		1	309.00							4	57,472.58		
1	2,793.00	2	1,576.00							8	95,485.31	1	4,947.00
		10	7,461.00							11	93,947.00	1	677.00
1	1,250.00									13	59,308.00	1	14,535.00
		2	1,906.00							4	17,165.00	6	17,288.00
								1	1,779.00				
										3	28,709.32	2	2,305.00
1	499.00							1	648.00	4	42,540.00	4	12,010.00
										6	34,906.00	7	44,306.00
										5	52,700.00	4	10,352.00
		2	677.00							6	37,697.16	2	6,526.00
		1	128.00							3	9,746.00	3	6,165.00
										8	69,080.18	2	10,013.00
		2	3,903.00							2	15,022.91		
										3	28,038.84	1	377.00
										4	35,644.00		
										4	43,088.10		
		1	1,977.00							4	22,941.43		
										7	75,248.80		
		2	3,401.00							5	40,814.00	3	8,991.00
										4	72,916.00	2	2,565.00
										8	92,268.33	1	4,919.00
										2	7,423.91	1	3,134.00
2	3,292.00	14	14,859.00					1	648.00	47	444,778.02	22	107,837.00
		15	12,922.00					1	1,779.00	44	406,540.77	21	68,225.69
1	1,250.00	1	309.00							73	635,572.84	13	55,928.00
		2	539.00					1	4.02	2	7,352.00	3	6,526.00
										6	90,461.69	2	39,696.00
										7	40,409.00	1	5,999.00
		1	500.00							13	85,871.66	11	29,066.58
2	3,243.00	2	2,960.00					2	4,523.00	18	108,221.10	7	21,371.00
3	4,184.00							1	3,012.00	16	144,509.25	5	8,457.00
								2	2,140.00	6	28,687.91	1	6,220.00
1	2,068.00									9	40,858.00	2	3,485.00
6	11,511.00							1	1,628.00	3	21,932.00	1	10,135.00
										5	33,117.61	1	1,464.00
										8	42,797.00		
										2	16,386.00	1	2,552.00
		2	952.00					1	2,091.00	17	128,055.11	14	121,551.00
		6	2,412.00					4	11,189.00	22	276,275.00	14	64,723.02
		2	2,455.26							24	241,513.21	9	44,126.00
		2	3,252.71							12	128,664.36	3	25,488.00
		3	837.50							7	126,965.00	8	41,442.00
1	917.00	1	191.71							6	57,074.00	3	5,593.00
										5	70,263.00	1	19,087.68
										6	93,683.22	4	33,058.00
		1	428.00							7	89,555.19	2	196.00
2	3,292.00	21	20,102.71					5	4,883.02	107	926,789.67	56	317,240.26
3	5,311.00	26	19,131.50					7	17,491.00	120	1,185,801.78	58	272,000.71
11	17,862.00	5	3,383.97					2	4,640.00	138	1,246,951.49	35	132,986.00

16 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 平成30年6月19日
改正 令和 3年6月17日
改正 令和 5年4月19日
改正 令和 6年6月19日
佐賀市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられた。

佐賀市の農地は、平坦地域と中山間地域の農地に二分され、それぞれの地域で農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、その地域の実態に合わせた農地利用の最適化に向けた取組が求められている。

特に、野菜や果樹、花き等の生産が盛んな中山間地域では、農業者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されることから、その発生防止・解消に努めるとともに、既に山林原野化した荒廃農地については、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）による現地調査を行い、農業委員会による非農地判断を行うことで、守るべき農地を明確化し、担い手への農地利用の集積・集約化に努めていく。一方、水稻などの土地利用型農業が盛んな平坦地域では、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築いていくため、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、地域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、佐賀市農業委員会の指

針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する佐賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する佐賀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	10,593ha	93.5ha	0.88%
3年後の目標 (令和9年4月)	10,489ha	89.0ha	0.85%
目 標 (令和12年4月)	10,384ha	84.5ha	0.81%

※管内の農地面積は、「耕地面積」と「遊休農地」の合計面積を記入。

【目標設定の考え方】

令和6年4月現在、本市の遊休農地面積は93.5haであるため、今後も引き続き、遊休農地の発生防止と解消に努め、毎年1.5haの解消を図り、令和12年4月までに遊休農地面積が84.5ha以下になることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見・発生防止について

優良農地の確保・保全のため、委員活動により知り得た情報を活用し、後継者不足などにより、今後、遊休農地化することが予想される農地については、事前に担い手へのマッチングを行うことで遊休農地の発生防止に努める。

また、早い段階での遊休農地の解消を図るため、農地法第30条の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を実施し、遊休農地の早期発見に努める。

イ 利用意向調査について

農地パトロールで発見した遊休農地については、所有者に農地の利用意向調査を行い、所有者の意向を把握し、佐賀県農地中間管理機構（公益社団法人 佐賀県農業公社）や地元農業者等とも連携しながら遊休農地の解消を図る。

ウ 非農地判断について

農地パトロールによって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	10,500ha	8,541ha	81.3%
3年後の目標 (令和9年4月)	10,400ha	8,715ha	83.8%
目 標 (令和12年4月)	10,300ha	8,961ha	87.0%

※管内の農地面積は、「耕地面積」を記入。

【目標設定の考え方】

令和6年4月現在、本市の担い手への農地の利用集積率は81.3%であり、佐賀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる目標値の87%を下回っている。

今後も引き続き、担い手への農地の利用集積に努め、令和12年4月までに集積率が87.0%以上になることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 地域計画等の話し合いについて

農業委員及び推進委員は、地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

イ 農地の利用権設定について

令和6年度までは農業経営基盤強化促進法（令和7年度からは地域計画）に基づく利用権設定での農地の貸借を推進し、農地の利用集積・集約化に努める。

ウ 佐賀県農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、佐賀県農地中間管理機構及び佐賀市と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理事業を活用した農地の利用集積・集約化に努める。

エ 中山間地域における取組について

農地の受け手が少ない中山間地域では、農地中間管理事業の活用や集落営農の組織化・法人化、新規参入の促進など、地域に応じた取組を推進する。

オ 農地所有者等が所在不明な農地の取扱いについて

農地所有者等が所在不明な農地については、農業委員会による公示手続を経て、佐賀県知事の裁定に基づき農地中間管理機構への利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 [新規参入者取得農地面積]
現 状 (令和6年4月)	38経営体 [15.6ha]
3年後の目標 (令和9年4月)	77経営体 [31.2ha]
目 標 (令和12年4月)	116経営体 [46.8ha]

【目標設定の考え方】

新規参入者数については、令和3年度から令和5年度までの3年間の参入者数の合計が38経営体であった現状を踏まえ、今後は、年間13経営体の新規参入を促進し、令和12年4月までに新規参入者数が116経営体以上になることを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農地取得に関する相談対応について

個人や法人の新規参入の情報・相談などに関して、佐賀市などの関係機関と連携・情報共有を図り、個人や法人の農地取得などの相談対応を行い、新規参入を促進する。

イ 企業参入の推進について

担い手が少ない地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段として期待されることから、積極的に企業の参入を推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

佐賀市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、佐賀市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力